

議会議案第4号

2021年度介護保険制度の改定に対する意見書の提出について

2021年度介護保険制度の改定に対して、次のとおり意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月2日提出

提出者	鎌倉市議会議員	竹	田	ゆかり
同	同	上	保	坂 令子
同	同	上	吉	岡 和江
賛成者	同	上	安	立 奈穂
同	同	上	山	田 直人
同	同	上	中	村 聡一郎

2021年度介護保険制度の改定に対する意見書

1997年に介護保険法が成立してから22年が経ち、これまでに5回の制度改定が行われた。改定のたびに「介護の社会化」からは遠ざかり、保険制度として必要な人が必要なときに使えるサービスを提供する使命が問われている。

2015年の改定では、要支援1、2の「訪問介護の生活援助」、「通所介護」が介護保険の給付から外され、市町村の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行した。また、介護保険制度の開始時においては応益負担の考えで一律1割負担であったものが、利用者のうち「一定以上の所得者」は2割負担に引き上げられ、特別養護老人ホームの入所資格を原則要介護3以上とするなど、大きな転換となった。

目下、社会保障審議会の介護保険部会では、2021年度からの「第8期介護保険事業（支援）計画」に向けた議論が進んでいる。今回は、要支援1、2に加えて、要介護1、2の「訪問介護の生活援助」、「通所介護」をも介護保険の給付から外し、市町村の地域支援事業に移行させることが検討されている。また、これまで介護保険サービスを利用するための機能と位置づけ、全額給付であったケアプラン作成に利用者負担を導入するなどの変更も上がっている。本年11月には一定の結論が取りまとめられ、年明けの改正法案提出、2021年度の制度改正の施行というスケジュールが示されているところである。

本市においても地域包括ケアシステムの構築は取り組むべき大きな課題であるが、現状を見ると、第1号被保険者のうち要介護1、2の認定者は、認定者全体の40%を占め、その中には介護離職の深刻化の背景になっている認知症及び認知症が疑われる方も多くいる。上述の2015年改定に対する検証が十分行われておらず、評価も定まらない中、要支援1、2と合わせて認定者の66%を地域支援事業へ移行させることは早計である。次期改定が給付抑制と利用者の負担増とならないよう検討を尽くすことを国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月4日

衆議院議長
参議院議長
厚生労働大臣



宛て